

令和3年度

**第16期第11回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和4年2月15日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年2月15日(火) 午前10時から10時35分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 3 議案3 真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示について
- 4 その他 (1) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁
斜体字：Web出席

欠席委員

木村那津子

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

課長補佐兼班長 勝田孝司

技師 岡野健次

(漁業調整班)

主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 20 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第11回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、木村那津子委員が欠席でWebによる出席も含め、出席委員が14名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき、議事録署名者として濱中委員と秋山委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますようにこのことについて、令和4年2月3日付け農林水第24-1072号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は令和3管理年度のくろまぐろ（小型魚、大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。内容につきましては水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

資料1-1ページの諮問書をご覧ください。資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について、漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定により、意見を伺うものです。1-2ページが変更案、1-3ページが新旧対照表です。変更に至った経緯と内容について、1-4ページの変更のポイントと1-5ページで説明します。今回の諮問については令和3管理年度のくろまぐろの知事管理漁獲量について、小型魚の再配分（追加）と大型魚の減少をするために、変更しようとするものです。くろまぐろに係る漁獲可能量の変更は、直近では前回1月11日の海区漁業調整委員会でご審議いただき、大型魚の12トンと小型魚と交換し、そのうち9トンについて、定置漁業他2漁業に各3トンを再配分しています。1-5ページの1月現在枠が、その時に再配分した枠です。本県のくろまぐろの漁獲状況については、定置漁業とひき縄と一本釣りを主とするその他漁業での小型魚の漁獲が、1月に入ってから急速に積み上がったため、管理措置として1日の漁獲水揚

げ量を制限しているところですが、その後も漁獲が続いています。一方で、大型魚の漁獲実績の積み上がりは少ない状態です。このため、県への配分枠を有効に活用するため、漁獲実績が少ない大型魚について、県留保 7.6t のうち 5 トンと過去の漁獲傾向から、令和 3 管理年度が終わる 3 月末までに漁獲が少ない定置漁業 13.1 トンのうち 5 トンの合計 10 トンについて、国に対し今獲れている小型魚と交換する仲介を要請し、先日交換が成立しました。それに伴い、今回の変更は交換で増加した 10 トンと小型魚の県留保 3.9 トンを合わせた 13.9 トンを漁獲が積み上がっている定置漁業とその他漁業にほぼ均等に再配分を、大型魚については、小型魚との交換に使用した定置漁業と県留保を減少させるものです。なお、1 - 5 ページの大型魚の県留保として 2.6 トン残っていますが、これについては今後の漁獲動向の変化に対応するため残したいと思います。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案 1 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案 1 については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案 2 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 (増田主幹)

資料 2 をご覧ください。

2 - 1 ページにありますようにこのことについて、令和 4 年 2 月 4 日付け農林水第 24 - 1073 号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は令和4管理年度のするめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

資料2-1ページをご覧ください。漁業法第16条第2項の規定により、委員会の意見を求めるものです。2-3ページの3つのポイントに沿って説明します。1つ目、今回の諮問は令和4年4月から管理期間が開始される令和4管理年度の、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の3つの資源について、国から都道府県別漁獲可能量の当初配分が示されたことに伴い、県内の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。2つ目、国から配分量が示された3種類の資源のうち、数量管理を行うものはくろまぐろ（小型魚）とくろまぐろ（大型魚）の2つの資源で、くろまぐろ（小型魚）32.9トン、くろまぐろ（大型魚）28.7トンの配分がありました。なお、令和3管理年度の各資源の当初配分は、くろまぐろ（小型魚）27.4トン、くろまぐろ（大型魚）26.1トンの配分でしたので、いずれも増枠となりました。するめいかは現行水準での管理となっています。3つ目、くろまぐろの知事管理漁獲可能量の配分量については、今年度の令和3管理年度と同様の配分方法となっています。詳しい配分の考え方については、2-4ページの令和4管理年度の配分の考え方をご覧ください。くろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の配分の考え方についてです。国から示されたくろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量は、32.9トンでした。現在、県の今年度の繰越分は2.7トンが上限です。また、国の留保から7トン前後の再配分が令和4年5月中旬に見込まれます。そこで、県の留保枠を0.1トンとし、残りの32.8トンを各漁業に配分したいと思います。配分する32.8トンのうち、約半数にあたる16.3トンは漁獲規制のない漁獲報告体制の試行期間と、第1管理期間のうち4月から3月の実績を基に配分します。残りの16.5トンは、定置網漁業、中型まき網漁業、その他漁業で均等の配分を行いたいと思います。現状の漁獲状況から令和3管理年度から令和4管理年度への県の漁獲枠の繰り越しが2.7トン見込まれるため、4月初は養殖用種苗以外の漁業種類に多めに配分し、追加配分された後に養殖用種苗の漁獲枠を確保するものとします。具体的な計算結果について説明します。①試行期間と第1管理期間の漁獲実績と割合について、養殖用種苗採捕漁業、定置漁業、中型まき網漁業、その他漁業について漁獲量を計算し、それぞれの割合を算出しました。結果、平均割合は養殖用種苗採捕漁業14.7%、定置漁業41.5%、中型まき網漁業28.9%、その他漁業14.9%となりました。②県留保を除いた32.8トンのうち約半数にあたる16.3トンを先ほどの割合で配分した結果、養殖

用種苗採捕漁業 2.40 トン、定置漁業 6.77 トン、中型まき網漁業 4.70 トン、その他漁業 2.42 トンとなりました。③県留保を除いた 32.8 トンのうち先程配分した 16.30 トンを引いた 16.5 トンを 3 つの漁業種類で等配分した結果、定置漁業、中型まき網漁業、その他漁業でそれぞれ 5.5 トンの配分となりました。最終的には②と③を足した当初割当ての小数点以下 2 位を切り捨て、県の留保枠が 0.1 トンとなるように調整を行い、養殖用種苗採捕漁業 2.5 トン、定置漁業 12.2 トン、中型まき網漁業 10.2 トン、その他漁業 7.9 トン、県留保枠 0.1 トンが令和 4 管理年度のくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の当初配分案です。なお、国から追加配分があるまでは県の留保枠がないため、漁獲枠の中で調整を行います。さらに、令和 3 管理年度の繰越し分及び国からの追加配分については、一旦県の留保枠に加えることとして、急な積み上がりなどに対応できるようにします。また、配分方法については、別途協議を行う予定です。

続きまして 2 - 5 ページをご覧ください。くろまぐろ（大型魚）の配分の考え方です。大型魚についても令和 3 管理年度と同様の考え方で配分する予定です。大型魚の国から示された漁獲可能量は 28.7 トンでした。28.7 トンのうち 3 割に当たる 8.6 トンを県の留保枠とします。大型魚は過去に操業自粛等の制限がなされていないことから、残りの 20.1 トンのうち、半数の 10.1 トンは第 3 管理期間の平成 29 年 4 月から第 6 管理期間の令和 3 年 3 月までの 4 年間の実績をもとに配分します。残りの 10 トンについては、定置漁業、その他漁業で等配分します。過去 4 年間の割合（A）の平均は定置漁業 73.5%、その他漁業 26.5%となりました。県留保を除いた 20.1 トンのうち約半分の 10.1 トンを A の割合を基に配分した結果、定置漁業 7.42 トン、その他漁業 2.68 トンとなりました。残りの半分にあたる 10 トンを定置漁業とその他漁業で等配分した結果（C）、それぞれに 5 トンずつとなりました。B と C の数字を足し合わせ小数点以下 2 位を切り捨て、県の留保枠に加えた結果、定置漁業 12.4 トン、その他漁業 7.6 トン、県留保 8.7 トンの配分となり、これらが令和 4 管理年度のくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の当初配分案です。各漁業種類で割当以上の漁獲が見込まれる場合には、県の留保枠から追加配分を行います。詳細な配分方法については、別途協議することとします。また、令和 3 管理年度の繰越し分及び国からの追加配分については、小型魚と同様に一旦県の留保枠とし、配分方法については別途協議をすることといたします。なお、これらの配分量案については各関係団体には説明済みです。

最後に 2 - 2 ページをご覧ください。今回の知事管理漁獲可能量の設定です。するめいかは現行水準。くろまぐろ（小型魚）は定置漁業 12.2 トン、中型まき網漁業 10.2 トン、養殖用種苗採捕漁業 2.5 トン、その他漁業 7.9 トンを配分。くろまぐろ（大型魚）は定置漁業 12.4 トン、その他漁業 7.6 トンの配分を行いたいと考えています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見ありませんか。

○濱田委員

今年も定置で制限無かったですよね。1日あたりの制限をどういうふうに考えているのか、説明してください。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

制限といいますと、おそらく管理方針の1日あたりの上限と全体の管理措置としての年間の制限の考え方のことだと思います。これにつきましては、令和3年度は前年度と一緒の考え方で、当初から途中まではあまり消化率が良くなかったのも、一旦緩和させていただきました。ただ、緩和したところ急激に小型魚が獲れ、結局8割を超え、制限を厳しくさせていただきました。現場には大変混乱をさせた形になりました。昨年度まで定置では、1日あたり300kgまでと年間1,500kgまでとして、管理措置で制限させていただいています。今年は12月末まであまりにも獲れてなかったので、1日あたりの制限をなしとして、年間2トンまで一旦緩和をさせていただきましたが、2週間あまりの間に急激に漁獲があり、できるだけ年間の数量まで抑えて欲しいと制限をさせていただいています。来年度につきましてもおそらく今年度と同様に、当初は1日あたりの水揚げ量と年間の水揚げ量を決めたいので管理していただいて、動向を見ながら対処させていただくことになると思います。

○濱田委員

1日で3トン、4トン獲ったのは問題ないのですか。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

定置で1日あたり3トン、4トン獲ったことは聞いていません。

○濱田委員

今年あったでしょ。

○田邊委員

3トンくらいあったけど、多分水揚げはしてないはずですよ。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

かなり入網した際、ほとんど全部放流していただいたのが、確か何回かあったと思います。

○濱田委員

カウントを減らすようなやり方はしていないの。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

自主放流として放流支援事業を上手に使ってもらって、カウントが上がらないように、入った魚をどんどん外へ逃がしてもらったことがあったと思います。

○濱田委員

全部揚げたら4トンぐらい漁獲したとの情報が入ってきた。

○田邊委員

それを全部放流した。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

無理を言って放流してもらいました。水揚げとしては上がっておりません。それだけの量を放流するにはかなりの時間かかったみたいです。

○田邊委員

そうですね。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

放流経費として確か1日1人あたり3,000円程度しかいただけませんが、国からの放流支援事業などを上手に活用していただければと思います。

○千田委員

配分の考え方についてちょっと分からないので、教えてもらいたい。小型魚の配分割合を決める時に、試行期間プラス第1管理期間の一部である平成26年4月から平成28年3月の漁獲実績の平均の割合を使っているんですけど、これはこういう時期の漁獲実績を使わないといけないルールとかあるんですか。要は、過去の漁獲と今の漁獲とは違ってくるものがあったりするので、そのルールがあれば教えてください。

○水産資源管理課（岡野技師）

試行期間と第1管理期間は漁獲の規制が無かったので、増えた量が実際に獲れた量と見合っていると考えています。最新の第6管理期間になってきますと、獲れ過ぎている際には漁獲の規制をしていただいていることもありますので、この規制の無い期間を採用いたしました。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

国からは特段この期間にしなさいという指示はありません。

○千田委員

わかりました。規制がない漁獲実態とできるだけ合っているほうが、良いということですね。ありがとうございます。

○浅井会長

ありがとうございます。ほかにありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、議案3「真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

この指示は平成13年度から毎年発動していますが、継続して発動するかどうかご審議をお願いします。3-1ページは令和3年度のいかだ登録台数一覧表です。地区ごとの仕上、養成、避寒、基地、母貝の登録台数です。登録台数の合計は9,594台で令和2年度より992台減少しています。3-2ページと3-3ページは、令和3年度の登録票貼付状況等の調査結果で、三重県真珠養殖適正化対策協議会から報告があったものです。今年度の調査は9月27日、9月29日、9月30日及び11月19日の4日間行われました。調査に参加していただきました委員の皆様におかれましては、お忙しい中どうもありがとうございました。なお、参考までですが、調査結果を受けて3-6ページのとおり、事務局長名で貼付を徹底するようお願いする旨の事務連絡を発出しています。

続いて、3－4ページが委員会指示の改正案、3－5ページが現行の指示です。変更箇所は告示番号、告示年月日、会長名と指示の有効期間で内容に変更はありません。告示は令和4年3月11日を予定しています。また、真珠養殖適正化対策協議会から委員会指示を継続発動する旨の要望書が毎年届いており、3－7ページにあるとおり本年度も要望が出されています。

ご審議よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案3については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案3については事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、その他事項1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

3月15日（火） 10時から 三重県勤労者福祉会館 6階研修室

議題（案）

三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について

○浅井会長

前回委員会において、3月の委員会を開催しない可能性があるかと私も発言しましたので、開催しなければならない経緯を説明してください

○事務局（林事務局長）

本県にまん延防止等重点措置が当初令和4年1月21日から2月13日まで適用されたので、会長と相談し、2月委員会の開催を予定していた2月8日から本日（2月15日）に延期させていただきました。開催を1週間遅らせることにより、資料準備等に時間的余裕が生じることから、3月委員会において予定する議案等を前倒しして、2月に審議する方向で調整を行っておりましたが、執行部から前倒しができない議案が生じたとの申し出がありましたので、申し訳ございませんが3月にも開催させていただきたく、よろしくお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございます。皆さん、そういう事情もご理解いただきたく、次回委員会を3月15日でお願いします。

○事務局（増田主幹）

水産資源管理課からお伝えすることがありますので、よろしくお願いいたします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

漁業権の切替えに係るヒアリングについて、現状と今後のことをお伝えさせていただきます。これまでのヒアリングにおいては、お忙しいなかご同行をいただき、また、コロナ感染症の拡大や降雪などの悪天候などもあったなかで、種々アドバイスもいただき、ありがとうございます。現在、ヒアリングも無事8割ほどが終了し、共同漁業権と真珠以外の漁業権は作業が進んでおります。コロナ禍の影響で延期した漁協もありますが、大きな漁協は終了しました。今後ヒアリングの結果を取りまとめ、漁協からの要望も聴きながら、海区漁場計画の素案を作っていく作業になっていきますので、またご意見等いただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、真珠と真珠母貝は手つかずで残っています。日程調整等もこれからですが、4月から6月ぐらいまでの期間で実施したいと思っています。真珠自体は真珠組合が6つあり、真珠母貝や真珠漁協に属さずに免許を持っている方も一部みえますので、ヒアリングの対象は三重外湾漁協、鳥羽磯部漁協及び真珠養殖漁協等になるかと思っております。日数は数日プラスアルファぐらいで出来るのではと思っています。日程等が定まりましたら事務局を通じてご連絡させていただけると思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上です。

○掛橋委員

このコロナ禍の状況において、連日のヒアリング本当にご苦労さまでした。くれぐれもお体に気をつけてお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。